



令和7年12月17日

議長 烏 野 隆 生 様

提出者	高比良	正 明
賛成者	中 井	良 介
同	反 甫	旭
同	中 岡	佐 織

議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

市議案第15号 トラバサミの製造・販売禁止を求める意見書

トラバサミの製造・販売禁止を求める意見書

トラバサミとは、無差別に踏んだペットを含めた動物及び人間に対して、大怪我を負わせる危険な狩猟用わなです。

挟まれば、肉に食い込み骨を折るほどの破壊力で、その危険性と残虐性から日本では 2007 年に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」の改正で、原則使用禁止となっており、違反した場合は、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に科せられます。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」において、故意に犬や猫等の愛護動物を傷つけることも禁止されています。違反した場合には、5 年以下の懲役または 500 万円以下の罰金に科せられます。

しかし、実際には狩猟免許や狩猟者登録証の提示が不要なまま、大手通販サイトなどインターネット販売において簡単に誰でもトラバサミを購入できる状態となっており、トラバサミを違法に設置する人が後を絶たず、地域猫や野生動物（鳥やリス等）が犠牲になる痛ましい事例が数多く発生しています。

また、トラバサミの設置が禁止となっていることについて、国民への周知が充分なされていないばかりか、法規制なき販売が放置されていることもあって、法規制前の認識が膾炙されています。

このような現状を放置しておく、ペットを含む動物だけでなく子どもにも被害が及びかねません。

本市内でも、今年 3 月 10 日、左の前脚と右の後ろ脚に、さびた鉄のトラバサミがついた状態で大けがを負った野良猫が発見されました。保護をした市民と獣医師の献身的な協力によって、現在は寛解へと向かっておりますが、この事件を受けて本市では、小中学校に対し、子どもたちが被害にあわないよう、大阪府が作成した啓発チラシを配布しました。

各自治会に対しても、同じチラシを配布し、市民全体に対して、トラバサミの違法性、危険性に対して啓発を行っており、全国的も各地でそのような市民による注意喚起、啓発が行われ、法規制についても要望されているところです。

狩猟者であっても、有害鳥獣捕獲目的で、直ちに重大な被害を与えにくいくくり罠ですら山里などペットを含めた動物や人間が立ち入る危険性のある場所には設置をしない、又は設置看板の表示だけでなく、十分な注意をもって設置するマナーが存在するなどの運用がなされている以上、動物たちを不必要な苦しみにも陥れる目的しか持たないトラバサミの必要性はありません。

よって、提起された事案に対処するため、具体的施策を検討の上、以下のとおり早急に措置を講じて頂きますようお願い申し上げます。

記

- 1 残虐性が高いため、トラバサミの使用は全面禁止とし、有害鳥獣捕獲や学術研究においても例外なく一切の使用を禁止すること。
- 2 トラバサミの製造者及び販売を行うインターネット通販サイトやフリマサイトに
対し、法的責任を明確にし、販売を禁止すること。
- 3 違法に販売、購入した業者や個人に対しては厳格な罰則を設けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 18 日

岸和田市議会